

# 令和4年11月定例会

小平・村山・大和  
衛生組合議会

日 時 令和4年11月17日（木）

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場



# 小平・村山・大和衛生組合議会

## 令和4年11月定例会

日 時 令和4年11月17日（木）

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

### 1. 出席議員（11名）

1番 きせ恵美子	3番 比留間洋一
4番 山浦まゆみ	5番 中野志乃夫
6番 根岸聡彦	7番 東口正美
8番 森田真一	9番 須藤 博
10番 高橋弘志	11番 波多野健
12番 渡邊一雄	

### 2. 欠席議員（1名）

2番 佐藤 徹

### 3. 出席説明員

管 理 者 小林洋子	副 管 理 者 尾崎保夫
副 管 理 者 山崎泰大	助 役 伊藤俊哉
会 計 管 理 者 近藤和哉	事 務 局 長 足立浩志
総 務 課 長 谷川知治	業 務 課 長 三野正彦
計 画 課 長 越中 洋	参事(施設更新) 小暮与志夫
総務課長補佐 藤野信一	業 務 課 長 補 佐 片山 敬
業 務 課 長 補 佐 渡邊正志	

## 議事日程（第 1 号）

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 諸報告
- 第 4 議案第 6 号 小平・村山・大和衛生組合職員の育児休業等に関する条例  
の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 7 号 令和 3 年度小平・村山・大和衛生組合一般会計歳入歳出決  
算の認定について
- 第 6 議案第 8 号 令和 4 年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算（第  
1 号）

午前9時30分 開議

○議長【東口正美】 本日は開議時間を30分早めまして、9時30分といたしましたので御了承願います。

本日は2番、佐藤議員から欠席の申出がありましたので、御報告いたします。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、小平・村山・大和衛生組合議会11月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

## 日程第1 会期の決定

○議長【東口正美】 日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。会期につきましては本日1日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【東口正美】 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長【東口正美】 日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員につきましては、「会議規則第77条」の規定により、議長から指名申し上げます。

3番 比留間洋一議員

8番 森田真一議員

11番 波多野健議員

以上、3名の方をお願いいたします。

### 日程第3 諸報告

○議長【東口正美】 日程第3「諸報告」を行います。諸報告につきましては、本年7月及び10月に行われました当衛生組合一般会計出納検査の結果でございます。お手元に御配付いたしました印刷物のとおりでございます。

### 日程第4 議案第6号 小平・村山・大和衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長【東口正美】 続きまして、日程第4、議案第6号「小平・村山・大和衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林洋子】 皆様、おはようございます。ただいま上程されました議案第6号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、及び、雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律等の改正内容を踏まえ、組合が準拠しております小平市と同様の内容で、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容でございますが、第1点目は、非常勤職員が育児休業及び部分休業を取得する場合の取得要件の緩和、並びに非常勤職員の育児休業の取得の柔軟化でございます。非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上の要件に係る規定を削除するほか、1歳以降の子を持つ非常勤職員の育児休業取得について、夫婦交代で取得できる場合を

追加するなど、非常勤職員が育児休業等を取得しやすくなるよう改めるもの  
でございます。

第2点目は、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するための措置でござ  
います。妊娠、出産等を申し出た職員に対して、育児休業に関する制度等の個  
別の周知、育児休業の承認の請求に係る意向確認について、新たに規定するほ  
か、育児休業に関する研修の実施、相談体制の整備等について、新たに規定す  
るものがございます。

施行期日につきましては、公布の日を予定いたしております。

以上が本案の内容でございます。

○議長【東口正美】 提案説明が終わりました。質疑に入ります。

○9番【須藤博】 議案第6号の説明文のところで、13行目で、イ、次のい  
ずれかに該当する非常勤職員、その次の（ア）からいって3行目、当該子につ  
いて云々、「該当してする育児休業の期間の」となっていますが、これ、文言の  
ミスかなと思うんですけど、しては、これ、「してする」となっていますが、こ  
れでいいんでしょうか。

○総務課長【谷川知治】 こちらに関しまして、該当して取得するというよう  
なところの取得するというのが、それについては、ここでは表現していないと  
いう形になりますけれども、意味合いとしましては、該当して取得するという、  
ここでは表現しておりませんが、そういった規定の内容になります。

以上でございます。

○9番【須藤博】 日本語として、変な感じを受けるんですけど、該当するじ  
ゃいけないんですか、これ。

○総務課長【谷川知治】 こちらは国の制定例によって、このようになっ  
ているという形になりますので、するという形になりますと、ちょっとニュアンス  
が変わってくるものかなと思います。

以上でございます。

○9番【須藤博】　こういう書き方を複数にわたってされているので、国のほうでもこういう、日本語としてどうかという部分あるんですけど、国のほうでもそういう使い方をしているなら、了といたします。

○4番【山浦まゆみ】　現在の小平・村山・大和衛生組合の職員の方で、非常勤職員の方で、該当される方って何人ぐらいいらっしゃるのかは教えていただけますでしょうか。

○総務課長【谷川知治】　現状組合には、会計年度任用職員として1名在籍しておりますので、そちらの1名が、こちらの規定の対象になる職員という形になります。

○4番【山浦まゆみ】　それは職務として対象という意味じゃなくて、そういう、育児休業を取る可能性がある方という意味で対象者ということでしょうか。

○総務課長【谷川知治】　こちらの前半部分の育児休業に関する規定は、非常勤を対象とするものですので、現状、組合には非常勤職員は1名という形になります。正職員がほかにおりますけれども、こちらの直接の対象となる会計年度任用職員は1名という形でございます。

以上でございます。

○議長【東口正美】　ほかに質疑ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○議長【東口正美】　質疑を終了することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【東口正美】　それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長【東口正美】　討論なしと認めて、討論を終了いたします。



これより採決いたします。議案第6号「小平・村山・大和衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」、本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【東口正美】 挙手全員。よって本案は、原案通り可決とすることに決定しました。

## 日程第5 議案第7号 令和3年度小平・村山・大和衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長【東口正美】 日程第5、議案第7号「令和3年度小平・村山・大和衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者【小林洋子】 ただいま上程されました議案第7号につきまして説明を申し上げます。

令和3年度におきましては、引き続き、ごみ及び資源物の適正な処理とともに、新ごみ焼却施設の建設に取り組んでまいりました。また、建設に当たり、3号ごみ焼却施設の稼働を令和2年に終了したため、多摩地域ごみ処理広域支援体制に基づく可燃ごみ処理委託を開始し、組織市のごみの処理に支障がないよう取り組んでまいりました。

昨年度は、組織市、3市からのごみ、約6万5,000トンにつきまして、既存ごみ焼却施設や広域支援団体での焼却、不燃・粗大ごみ処理施設での破碎・選別などの処理を行うとともに、4・5号ごみ焼却施設を中心に、機能維持と安定稼働を目的とした各種工事を実施いたしました。

また、資源物につきましては、組織市3市から、容器包装プラスチックとペ

ットボトルを合計して、約5,000トン受け入れ、選別等の処理を行いました。

一方で、新ごみ焼却施設の建設に関しましては、3号ごみ焼却施設等の解体工事及び新施設の建築に向けた土木工事を進めたところでございます。

決算の概況といたしましては、歳入総額は36億479万4,766円。歳出総額は35億311万6,020円。実質収支は1億167万8,746円となりました。

以上が本案の概要でございます。詳細につきましては、事務局長より説明申し上げます。

なお、本案につきましては、去る10月17日に監査委員の審査を受けておりますので、その意見を添えまして、提案するものでございます。

よろしく御認定賜りますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

**○事務局長【足立浩志】** それでは、お手元に、令和3年度小平・村山・大和衛生組合一般会計歳入歳出決算書及び令和3年度小平・村山・大和衛生組合一般会計決算附属書類を配付してございます。

まず、決算書に沿いまして、説明申し上げます。表紙から2枚おめくりください。

歳入の決算状況でございます。ここでは、合計額をもとに説明いたします。

表の下段、歳入合計の欄を御覧ください。

歳入合計は、予算現額の36億119万9,000円に対しまして、調定額及び収入済額が、ともに36億479万4,766円となりました。不納欠損額、収入未済額はございません。

ページを1枚おめくりください。

歳出の決算状況でございます。表の下段、歳出合計の欄を御覧ください。

予備費を含めた歳出合計は、予算現額の36億119万9,000円に対し

まして、支出済額が35億311万6,020円、不用額は、9,808万2,980円となりました。

執行率は97.3%、さらに、予備費を除いた実質の執行率は97.6%で決算しております。

ページを1枚おめくりください。

左のページは、ただいま申しあげました歳入総額、歳出総額と、差引残額を記載したものでございます。

続きまして、歳入、歳出の内容につきまして、説明いたします。

ページを2枚おめくりいただき、1ページ、2ページをお開きください。歳入でございます。別にお配りしてございます、決算附属書類の9ページ、10ページに具体的な内容を記載してございますので、併せて御覧ください。

1款分担金及び負担金でございます。

各市の分担金額は10%を均等割として、各市3分の1ずつ、90%を令和元年度のごみ搬入量及び資源物搬入量の割合に応じて算出したものでございます。

次の2款使用料及び手数料、1項1目総務使用料は、組合敷地に設置されている電柱の土地使用料などでございます。

当初予算8万2,000円のところ、収入済額は8万3,160円でございます。

次の3款国庫支出金、1項1目廃棄物処理施設整備費補助金は、新ごみ焼却施設整備に係る循環型社会形成推進交付金でございます。当初予算に計上しました2億6,256万9,000円を収入しております。

次の4款財産収入、1項1目利子及び配当金は、各基金の積立金利子でございます。

当初予算22万2,000円のところ、定期預金による運用益により、52万

8,000円の増額補正をいたしました。収入済額は、56万6,289円でございます。

次に、5款、繰入金でございます。

1項1目財政調整基金繰入金は、当初予算で9,677万1,000円の繰入れを予定しておりましたところ、6款繰越金の増及び歳出の減等により、補正により皆減をいたしました。収入済額はございません。

同項2目施設整備基金繰入金は、新ごみ焼却施設の建設工事費及び工事監理業務委託費に充当するものとして、当初予算に1億4,201万9,000円を計上し、同額を収入してございます。

ページ変わりをまして、3ページ、4ページをお開きください。

6款繰越金では、前年度の歳計剰余金の確定に伴いまして、1億364万円の増額補正をいたしました。収入済額は1億2,364万729円でございます。

7款諸収入でございます。

1項1目組合預金利子は、歳計現金から生じた利子でございます。

次の2項1目雑入は、アルミくず、鉄くず等の売払い収入、容器包装リサイクル協会拠出金などがございます。容器包装リサイクル協会拠出金のほか、鉄くず等の売払いなどについて、5,380万2,000円の増額補正をいたしました。収入済額は6,241万521円でございます。

8款組合債でございます。新ごみ焼却施設の建設に伴う起債でございます。当初予算に計上しましたとおり、6億2,350万円の起債をしてございます。

以上が歳入の内容でございます。

次に、決算書の5ページ、6ページをお開きください。

歳出でございます。ここでは、決算書に沿いまして、当初予算額及び補正予算額などを中心に説明いたします。決算附属書類に記載の具体的な事業内容及

び成果につきましては、後ほど説明をいたします。

初めに、1款議会費は、議会の運営等に要した経費でございます。

当初予算290万4,000円のところ、行政視察の実施を見送ったことにより、52万1,000円の減額補正を行いました。

次に、2款総務費、1項1目一般管理費は、職員の給料、手当等の人件費及び事務執行に要した経費等でございます。

当初予算2億1,229万7,000円のところ、職員の異動等による変動、契約差金が生じたことなどにより、1,132万3,000円の減額補正を行いました。

次に、2目財産管理費でございます。

施設の運営、管理に係る保険料、各種基金への積立金並びに小平市及び東大和市への借地料が主な内容でございます。

当初予算2億5,114万9,000円のところ、前年度からの繰越金の増、容器包装リサイクル協会拠出金の積立て及び、歳入歳出の調整としての財政調整基金への積立ての増などにより、1億2,555万5,000円の増額補正を行いました。

次に、7ページ、8ページをお開きください。

3目公平委員会費は、共同設置しております、東京都市公平委員会の負担金でございます。

2項1目監査委員費は、主に監査委員の報酬でございます。

3項1目、余熱利用施設費は、こもればの足湯の運営に伴います光熱水費、施設維持管理業務委託費等でございます。

次に、3款塵芥処理場費でございます。

1項1目塵芥処理総務費は、業務課職員の旅費、研修参加費等でございます。

次に、2目塵芥処理維持管理費でございます。

施設の修繕、工事、原材料費、電気料等の光熱水費、最終処分場への焼却残渣の運搬等の業務委託、ごみ焼却施設等の運転業務委託など、ごみ処理業務全般の運転・維持管理に要した経費でございます。

当初予算 1 億 8,175 万 6,000 円のところ、電気の基本料金の引下げ、破碎残渣再資源化委託の量の減などにより、4,612 万 6,000 円の減額補正を行いました。

次に、9 ページ、10 ページにかけましての 3 目、資源物処理維持管理費でございます。

資源物中間処理施設の運転・維持管理に要した消耗品費、光熱水費、残渣の運搬、プラント運転等の委託料などがございます。当初予算 2 億 7,035 万 2,000 円のところ、契約差金が生じたことなどにより、636 万 4,000 円の減額補正を行いました。

次に、2 項 1 目塵芥処理場建設費でございます。新ごみ焼却施設の整備に関する経費でございます。

次に、4 款、公債費でございます。内容につきましては、後ほど説明をいたします。

5 款予備費でございますが、予備費からの充当はございませんでした。

ページを 2 枚おめくりいただき、左側の 11 ページを御覧ください。実質収支に関する調書でございます。

歳入歳出差引額は、1 億 1 億 6 7 万 8,746 円。翌年度へ繰り越すべき財源はなく、同額が実質収支額となります。

次に、ページを 1 枚おめくりいただき、12 ページを御覧ください。財産に関する調書でございます。

公有財産の(1)の土地につきましては、令和 3 年度中に小平市道第 A-3 号線の移設によるごみ処理施設用地の増、道路用地及び山林の減がございました。

(2) の建物につきましては、新ごみ焼却施設の建設に伴う3号ごみ焼却施設等の解体による減がございました。

右側13ページ上段の表、物品につきましては、令和3年度では増減はございませんでした。下段の表は、各基金への積立てによる増額、繰入金としての支出による減額の状況でございます。

次に、決算附属書類に沿いまして、令和3年度の主な事業及び成果を説明いたします。決算附属書類の11ページをお開きください。

(1) の処理事業でございますが、3市から日々搬入される可燃ごみ、不燃・粗大ごみの処理を行うとともに、小型家電、金属類、破碎残渣などは、資源化を行いました。可燃ごみの一部については、令和3年度から、多摩地域ごみ処理広域支援体制に基づく処理委託を行ってございます。

また、資源物中間処理施設に搬入された資源物を、選別等をした上で、容器包装リサイクル協会に委託して資源化を行いました。

(2) の施設対策といたしましては、4・5号ごみ焼却施設について、定期的な補修工事のほか、施設の安定的な稼働を目的とした各種の補修工事を行いました。

(3) の余熱利用施設につきましては、令和3年度の足湯利用者は、推計4万5,110人でした。

(4) の新ごみ焼却施設の建設につきましては、前年度に引き続き、設計協議を進めるとともに、3号ごみ焼却施設等の解体工事、建設工事に係る土留め工事などを行いました。

(5) の会議等の開催につきましては、ごみ処理施設周辺地域にお住まいの皆様との連絡協議会、資源物中間処理施設周辺地域にお住まいの皆様との運営連絡会などを開催いたしました。

(6) その他といたしましては、広報紙「えんとつ」、「エコプラザスリーハ

「ハーモニーNEWS」の発行などを行いました。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、えんとつフェスティバル、施設見学の受入れ等は中止いたしました。

次に、13ページをお開きください。ページの下段の表を御覧ください。

こちらは過去3年のごみの搬入状況でございますが、下段の合計の搬入量の行の一番右の列の合計の欄でございますが、令和3年度は6万5,017.17トンで、令和2年度の6万6,830.14トンと比較して、2.71%、1,812.97トン減少しております。

続きまして、右側のページの上段を御覧ください。

こちらは、資源物の搬入状況でございますが、令和3年度の容器包装プラスチックとペットボトルを合わせました合計の搬入量は4,985.23トンで、令和2年度の5,044.55トンと比較して、1.18%、59.32トン減少しております。

ページを2枚おめくりいただき、15ページ、16ページをお開きください。

1款議会費でございます。議会の開催では、定例会を2回、臨時会を2回開催いたしました。

2款総務費でございます。職員関係経費では、職員の給料等を支払うとともに、職員健康診断などを行いました。

広報啓発事業では、広報紙「えんとつ」、「エコプラザスリーハーモニーNEWS」の発行などを行いました。

17ページ、18ページをお開きください。

住民協議機関の運営では、ごみ処理施設の周辺にお住まいの方々との連絡協議会、資源物中間処理施設周辺にお住まいの方々との運営連絡会を開催いたしました。

地域共生事業では、例年、えんとつフェスティバルが実施されておりますが、



令和3年度につきましても、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止といたしました。

組合管理運営経費では、施設等維持管理のため、清掃業務などを、また、機器等保守整備のため、消防設備法定検査業務などを委託いたしました。

次の財産管理事務では、小平市及び東大和市から借用している土地の、土地借上料の支払い等を行いました。

各基金管理運用事務では、3つの基金について積立てを行い、定期預金により、管理運用いたしました。

19ページ、20ページをお開きください。

監査委員費の出納検査及び、決算審査では出納検査を3回、決算審査を1回実施いたしました。

足湯施設の管理運営でございます。足湯施設の施設管理・清掃業務の委託、設備の補修、樹木の伐採などを行いました。また、ボランティアによって植物の栽培などが行われました。

次に、3款、塵芥処理場費でございます。

ごみ処理事業でございますが、20ページ中段の表でございますとおり、修繕料で31件、工事請負費で15件の補修等を行いました。

21ページ、22ページをお開きください。

22ページ上段の表の需用費、役務費は、ごみ処理事業に関する諸経費の内容でございます。

中段の表、3、委託料を御覧ください。処理・処分等委託料は、焼却灰の最終処分場への運搬など、廃棄物運搬と破碎残渣などの再資源化、広域支援による可燃ごみ処理などでございます。施設等維持管理委託料は、ごみ焼却施設及び不燃・粗大ごみ処理施設のプラント運転などでございます。そのほか、測定等の委託、機器等保守整備の委託がございます。

下段の表、4、備品購入費は、フォークリフト用高所作業台の購入などでございます。

23ページ、24ページをお開きください。

資源物処理事業でございます。24ページ上段の表の需用費、役務費は、資源物処理事業に関連する諸経費の内容でございます。

中段の表、3、委託料を御覧ください。処理・処分等委託料は選別によって取り除いた残渣の中島町のごみ処理施設への運搬、容器包装リサイクル協会への再商品化委託でございます。

施設等維持管理委託料は、プラント運転が主な内容でございます。

そのほか測定等の委託、機器等保守整備の委託がございます。

4、使用料及び賃借料は、事務用の複合機等の借上料でございます。

5、備品購入費はペットボトルなどを圧縮、梱包したバールを検査するためのサーモグラフィーを購入したものでございます。

25ページ、26ページをお開きください。

3市共同資源化事業につきましては、組合と組織市との協議を行い、新ごみ処理施設整備事業につきましては、新ごみ処理施設建設工事及び同工事の工事監理委託などを実施いたしました。

以上が令和3年度の主な事業及び成果の概要でございます。

次のページ以降は、各種の参考資料でございます。

29ページ、30ページをお開きください。

組合債の状況でございます。

上段の表を御覧ください。現在起債しておりますのは10件でございます。令和3年度償還額は、上から3件目までの元金及び、上から8件目までの利子、合計して6,130万5,426円でございます。

右のページになりますが、未償還額は10件、合計で37億7,712万

4,392円でございます。

左下の表は、借入額、年利率、借入先等の一覧でございます。

以上が、令和3年度一般会計歳入歳出決算の内容でございます。

○議長【東口正美】 提案説明が終わりました。質疑に入ります。

○12番【渡邊一雄】 御説明ありがとうございました。

附属書類の14ページに、資源物中間処理施設搬入状況が出ております。ここで、搬入された容リプラとペットボトルが、資源として再生された割合がどれぐらいなのか。ベールとなった量は出ているんですけど、割合がどれぐらいなのか。いわゆる再生率ということで、過去3年間どうなっているか。これをまず、1点目、伺います。

この件に関して、再生率について、スリーハーモニーの運営連絡会の場で公表したらどうでしょうかという提案があったと記憶しておりますが、昨年の決算認定でもお聞きしまして、要望しましたけれど、再生率の公表というのが今、どうなっているか。

3つ目が、ベールとして資源化されたものが、それぞれどのように活用されているか。

以上、3点伺います。

○業務課長【三野正彦】 1点目の再生率でございますけれども、組織市3市から資源物中間処理施設に搬入された資源物は、手選別により、資源にならない不適物を取り除いております。

その後、ベールと申しまして、成形品ができるんですけども、そちらを日本容器包装リサイクル協会に搬出した割合で申し上げます。

過去3年間ですけれども、容器包装プラスチックにつきましては、令和元年度は82%、2年度は85%、3年度につきましても85%でございます。また、ペットボトルにつきましては、令和元年度77%、2年度81%、3年度

79%でございました。

続きまして、2点目の、再生率を運営連絡会で公表しているかどうかということでございますけれども、資源物中間処理施設の運営連絡会におきまして、率としてはお示ししてないんですけれども、毎月組織市から搬入された資源物の量と、日本容器包装リサイクル協会に搬出しているバールの量の毎月の状況を資料としてお示ししているという状況でございます。

最後に、3点目の、バールがどのように活用されているかでございますけれども、容器包装プラスチックにつきましては、令和3年度につきましては、千葉県の日本製鉄株式会社に搬出しておりまして、そこで、化学的に分解いたしまして、製品の原料などにリサイクルをしております。

具体的には、コークス炉でプラスチックを熱分解いたしまして、化学原料ですとか、あと、製鉄の原料にリサイクルしていると伺っております。

ペットボトルにつきましては、ペットボトルのまま原料にいたしまして、新たな製品に生まれ変わらせるようなリサイクル手法をとっております。

具体的には、不適物を取り除いた後、フレーク状に粉碎いたしまして、その後、それを溶かして、粒状のペレットにいたしまして、再生ペット製品として、例えばペットボトルですとか、日用品、衣服、そういったものにリサイクルしていると伺っております。

以上でございます。

**○12番【渡邊一雄】** 数字、割合、パーセントですか、おおむね80%前後ということで分かりました。

それで、当然、何%という数字は出してないけれど、どれぐらいの量、資源として出したかという量は公表していますと。ただ、やはり連絡会の場だけでは、市民の皆さんに一体プラスチックごみというのはどうなっているんだということ、なかなか目にする機会がないと思うんです。3点目で質問しまし

たように、ベールとして出したものが、実際どうなっているかというのは、非常に市民の皆さんの関心事ではないかなと思うんですが、単なる連絡会での公表ということではなくて、多くの市民の皆さんに、プラスチックごみの資源化されている量とか、どういうものになっているかという周知の方法というのを検討する必要があるかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○業務課長【三野正彦】 運営連絡会で公表している毎月別の搬入量等につきましては、6か月ごとにまとめたものを広報紙で地域の方に公表しております。また、それはホームページでも見られるような状態にしております。

また、今、議員から御指摘のありました件、再生率ですとか、あと、市民の方が分別して排出していただいた資源の行方、こういったものにつきましては、今後、どのような形で公表するのがいいのかというところを検討いたしまして、ホームページ等で公表していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長【東口正美】 ほかに質疑ございますか。

○9番【須藤博】 附属資料の28ページの職員手当がございしますが、期末・勤勉手当については、3月期の支給というものもあって、3回になっているわけですが、これは何か事情があるんだろうと思いますが、なぜこういう形になっているのか、御説明を願いたいと思います。

それから、資料から離れますが、まず、従前、3市のごみの収集の仕方がまちまちであるということで、分別率等に差があるということが問題であった時期もあります。有料化も全市なって、分別も足並みがそろってきたのかなと思っているんですが、直近の状況、分別率等はどんな状況か伺いたいと思います。

○総務課長【谷川知治】 期末手当の支給回数が3回であるということですが、従前からこのような形で、3月期の支給もあるという形になっております。

組合側の人事、給与等、準拠しております小平市におきましても、同様の支給方法が今も続いておりますので、組合としては、それに倣って、現状も3月支給をしているという状況でございます。

以上でございます。

**○業務課長【三野正彦】** 2点目の組織市の分別の基準、状況でございますけれども、今お話のありましたように、武蔵村山市がこの10月に有料化、戸別収集を実施しております、その際に分別の方法も一部変更になったと聞いております。

このため、3市、若干細かいところは分別の基準が違うところもございませうけれども、おおむね3市そろってきているのかなと認識しております。

以上でございます。

**○9番【須藤博】** 分かりました。期末手当については、特に調整の意味とかそういうことではなくて、こういうふうになっているということですね。

分別については、聞き取れなかったんですが、3市おおむね分別率はそろってきたという答弁でよろしかったですか。

**○業務課長【三野正彦】** 組織市3市とも分別基準につきましては、ほぼそろってきていると認識しております。

ただ一部、細かいような、それぞれの製品の出し方については、異なるところもありますので、この辺につきましては、また、組織市と組合とで今後、検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

**○9番【須藤博】** 要するに、処理するに当たって、きちんと、3市それぞれ若干違いますけど、分別をちゃんとしないで出す市民の方もやはりいるわけなので、その辺はどの程度、徹底されているのか、そういったこともきちんとウオッチして、それをまた、市民に提示するというのも必要だろうと思うので、

その辺、ぜひ今後よろしくをお願いします。

○業務課長【三野正彦】 分別率、分別の状況につきましては、組織市と組合で展開調査を実施しておりますので、そういったところでも確認しながら、市民の方に、さらに、ごみの分別を周知、啓発していくような取組を組織市、そして、組合と連携しながら、今後も引き続き続けていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長【東口正美】 ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長【東口正美】 質疑を終了することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【東口正美】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【東口正美】 討論なしと認めて、討論を終了いたします。

これより採決いたします。議案第7号「令和3年度小平・村山・大和衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について」、本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【東口正美】 挙手全員。よって本案は原案のとおり認定することと決定いたしました。

## 日程第6 議案第8号 令和4年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算(第1号)

○議長【東口正美】 日程第6、議案第8号「令和4年度小平・村山・大和衛

生組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○**管理者【小林洋子】** ただいま上程されました議案第8号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、ただいま御認定いただきました令和3年度一般会計歳入歳出決算剰余金が確定いたしましたことなどにより、補正を行うものでございます。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ7,683万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を56億3,083万4,000円とするものでございます。

また、債務負担行為の補正といたしまして、来年度の早々に実施する既存ごみ焼却施設の各種の補修工事を設定いたします。

このほか、新ごみ焼却施設の建設工事の財源とする地方債について、補助対象経費分については、従前よりも多く、起債充当率100%をもって起債できることとなったため、限度額の増額をする、地方債の補正をいたします。

詳細につきましては、事務局長より説明いたしますので、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○**事務局長【足立浩志】** それでは、お手元の補正予算書に沿いまして、御説明申し上げます。

補正予算の表紙の1枚おめくりください。

右のページ、第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ7,683万4,000円を追加し、予算総額を56億3,083万4,000円とするものでございます。

また、第2条に記載のとおり、債務負担行為の補正を第3条に記載のとおり、地方債の補正を行うものでございます。



ページを2枚おめくりください。

左側のページ、第2表、債務負担行為補正でございます。

5号炉バグフィルターろ布取替等補修工事、以下の計4件についてでございますが、既存の4・5号ごみ焼却施設には、バグフィルターを設置しております。これは、ごみの焼却により発生する排ガスをろ過して、有害物質や、ばいじんを取り除く装置で、定期的な取替えを必要とするものでございます。

5号ごみ焼却炉のバグフィルターについては、令和5年度が取替えをする時期でございますので、来年度の早々、4月から5月までの間に、焼却炉の停止期間を設定し、取替えを行うことによりまして、早い段階からの5号ごみ焼却炉の安定的な稼働と焼却量の確保を図ります。

また、焼却炉の停止期間には、その他各種の補修工事も実施いたします。このため、今年度内に契約を締結し、工事の準備等を進めることができるよう、5号炉バグフィルターろ布取替等補修工事とその他の各種補修工事について債務負担行為を設定するものでございます。

右側のページを御覧ください。

第3表、地方債補正でございます。

新ごみ焼却施設の建設工事につきましては、国庫補助金、地方債及び施設整備基金繰入金を財源としておりますが、うち、地方債につきましては、今年度、当初よりも起債借入れの枠を大きくできる見通しとなりました。

これは、補助対象経費分について、従前では起債充当率90%であったところ、起債充当率100%をもって起債することができることとなったためでございます。

一方、起債に当たっては、予算上の地方債限度額が借入れの上限となります。本年度当初予算で定めております地方債の借入限度額は、起債充当率90%で積年した数値であったため、起債充当率100%をもって起債する手続を進め

ることができるよう、補正により増額するものでございます。

ページを4枚おめくりいただき、4ページ、5ページをお開きください。

歳入予算の補正内容につきまして、説明いたします。

5款繰入金1項1目財政調整基金繰入金は、歳出補正額合計7,683万4,000円と均衡させるため、財政調整基金からの繰入額を減額するものでございます。

同項2目施設整備基金繰入金は、この後説明いたします、組合債の増と同額を、施設整備基金の繰入額から減額するものでございます。

6款繰越金でございますが、補正前の額の欄でございます2,000万円は、令和3年度の剰余金として繰越しを予定していた当初の歳入額でございます。

一方、剰余金の確定額は、1億167万8,746円ございましたので、当初予定額の2,000万円と確定額との差について、1,000円未満を切り捨てた8,167万8,000円を増額するものでございます。

8款組合債は、地方債補正で説明いたしました起債限度額の増と同額を、歳入予算について増額するものでございます。

次に、ページを1枚おめくりください。

歳出でございます。

2款総務費、1項2目財産管理費でございますが、24節積立金につきまして、繰越金の2分の1の額を財政調整基金へ積み立てるものでございます。補正額としては、4,083万9,000円を計上してございます。

同款、3項1目余熱利用施設費、3款塵芥処理場費、1項2目塵芥処理維持管理費及び、同項3目資源物処理維持管理費は、いずれも電気料金等の値上がりを受け、光熱水費を増額するものでございます。

3款2項3目塵芥処理場建設費は、12節委託料につきまして、3号ごみ焼却施設の解体時に見つかったPCBを含有する安定器を処分するための処分費

用を追加するものでございます。

以上が補正予算の説明でございます。

以上でございます。

○議長【東口正美】 提案説明が終わりました。質疑に入ります。

○8番【森田真一】 すいません、基本的な質問になるのかもしれないんですけども、教えてください。

先ほどの説明の中で、組合債のところにかかるところで、起債充当率の御説明があったんですけども、こういうところ、議事録にも残ることかと思えますので、仕組み、どういうことを表しているのかということを中心に教えていただければと思うんですが、お願いします。

○総務課長【谷川知治】 起債充当率と申しますのが、建設事業費の財源について、国庫補助金などの特定財源を除いた額のうち、地方債で充当できる割合というものでございます。

本年度、国庫補助金につきまして、こちら、組合で活用しておりますのが、循環型社会形成推進交付金となりますけれども、こちらについて、国土強靱化地域計画に基づく事業としての交付を受けることとなりました。このため、起債のほうも防災・減災・国土強靱化対策事業債というものを活用できることとなりまして、こちらについては、起債充当率を100%で起債できることになったというものでございます。

従前、活用しておりましたのが一般廃棄物処理事業債という形になりますが、こちらは起債充当率が90%であったので、それが100%になったと、そういったところでございます。

以上でございます。

○8番【森田真一】 ありがとうございます。

○議長【東口正美】 ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長【東口正美】 質疑を終了することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【東口正美】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【東口正美】 討論なしと認め討論を終了いたします。

これにより採決いたします。議案第8号「令和4年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算(第1号)」、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長【東口正美】 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決することと決定いたしました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、小平・村山・大和衛生組合議会11月定例会を閉会いたします。

午前10時21分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

小平・村山・大和衛生組合議会議長      東 口 正 美

小平・村山・大和衛生組合議会議員      比留間 洋 一

小平・村山・大和衛生組合議会議員      森 田 真 一

小平・村山・大和衛生組合議会議員      波多野      健